

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下労働組合等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月10日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきただけでなく、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月10日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきただけですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月10日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月12日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきただけですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月12日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

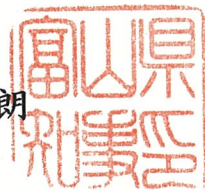
また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、県内企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきただけでなく、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じることがないように、別添リーフレットを配布いただくなど、周知啓発に御協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

令和7年11月12日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



関係団体の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月12日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司



各市町村長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

富山県内における令和6年の労働者1人平均の年間総実労働時間は1,789時間となり、前年より12時間増加し、全国平均の1,714時間に比べて長く、また、年次有給休暇の取得率は61.0%となり、前年の57.3%から上昇したものの、全国平均の65.3%を下回っている状況です。

加えて、令和6年度に長時間労働が疑われる398事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導においては、154事業場(38.7%)で違法な時間外労働が認められるなど、依然として法違反が後を絶たない状況にあります。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められていることを踏まえ、厚生労働省及び都道府県労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同月間中に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催をはじめとして、長時間労働削減等の取組について集中的に周知啓発を行うこととしております。

また、富山県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革や仕事との両立支援などをテーマとしたセミナーやワークショップの開催支援、男性育休の取得促進に向けた中小企業等への補助の実施などの取組を進めているところです。

貴団体におかれましては、これまでも、周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて「過重労働解消キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、働き方の見直しに向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者における長時間労働の削減等の取組によって、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年11月12日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



富 山 労 働 局 長 小 島 悟 司

